

諮問第4号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年2月3日提出

富士見市長 星野信吾

諮問理由

国民健康保険税の軽減割合の拡大に伴い、関係条文の改正を行う必要が生じたため諮問するものです。

富士見市国民健康保険税条例新旧対照表（案）

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>11,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,600円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,200円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,720円</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>9,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,600円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,760円</u></p>

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
33 万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当
該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない
世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条
第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5,500 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 8,000 円

(イ) 特定世帯 4,000 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人
について 3,000 円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について
4,800 円

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 350,000 円を加算
した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条
第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,200 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,200 円

(イ) 特定世帯 1,600 円

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
33 万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当
該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない
世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条
第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 4,400 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,400 円

(イ) 特定世帯 3,200 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人
について 2,400 円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について
3,840 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 1,200 円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 1,920 円